

平成24年第2回定例会  
防災県土整備企業常任委員会  
提出資料

○ 所管事項

I 工業用水道料金の見直しについて..... 1

II 電気事業について..... 5

平成24年12月7日

企業庁

# 1 工業用水道料金の見直しについて

## 1 経緯

工業用水道料金は、原則3年ごとに見直すこととしています。

今年度は、前回から3年が経過し、次期料金（平成25～27年度）に向けた算定年度となっています。

なお、前回の見直しでは、北伊勢工業用水道事業において、1.0円/m<sup>3</sup>の引き下げ（基本料金1.5円/m<sup>3</sup>引き下げ、使用料金0.5円/m<sup>3</sup>引き上げ）を行い、中伊勢、松阪、多度工業用水道事業においては、現行料金に据え置きました。

## 2 料金改定案

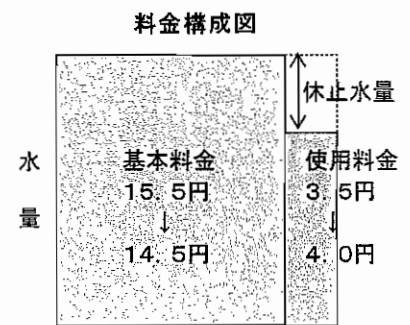
総括原価方式により算定した平成25年度から平成27年度の収支見通しを基に検討した結果、各事業の料金を次のとおりとしたいと考えています。

### ①北伊勢工業用水道事業

今回の料金算定にあたっては、契約水量と使用水量に乖離のあるユーザーに対する負担軽減策として、料金算定方法の見直しを行い、汚泥処理に係る費用を固定的経費から変動的経費に移行しました。

この結果、基本料金（固定的経費）は、支払利息、負担金等も減少することから1.0円/m<sup>3</sup>引き下げます。

また、使用料金（変動的経費）は、0.5円/m<sup>3</sup>引き上げます。



### 料金改定案 (単位：円/m<sup>3</sup>)

	現 行	改定額	差 額
基本料金	15.5	14.5	△1.0
使用料金	3.5	4.0	0.5
計	19.0	18.5	△0.5

### ②中伊勢、松阪、多度工業用水道事業

現行料金で収支がほぼ均衡することから、現行料金を据え置きます。

### 現行料金 (単位：円/m<sup>3</sup>)

	中伊勢(H5～)	松阪(H12～)	多度(S61～)
基本料金	21.3	14.9	45.0
使用料金	1.9	1.1	
計	23.2	16.0	45.0

## 3 今後のスケジュール

北伊勢工業用水道事業の料金改定時期については、平成25年4月1日から改定したいと考えています。

このため、今後、国との協議、ユーザーへの説明を行ったうえで、平成25年三重県議会定例会2月定例会において、「三重県工業用水道条例の一部を改正する条例案」を提出すべく準備を進めています。

【参考1】北伊勢工業用水道料金の値下げ効果 (H24.11時点)

契約水量 730,730m<sup>3</sup>/日

使用水量 505,140m<sup>3</sup>/日 (休止水量 225,590m<sup>3</sup>/日) ※使用水量=契約水量-休止水量

〈現行料金〉

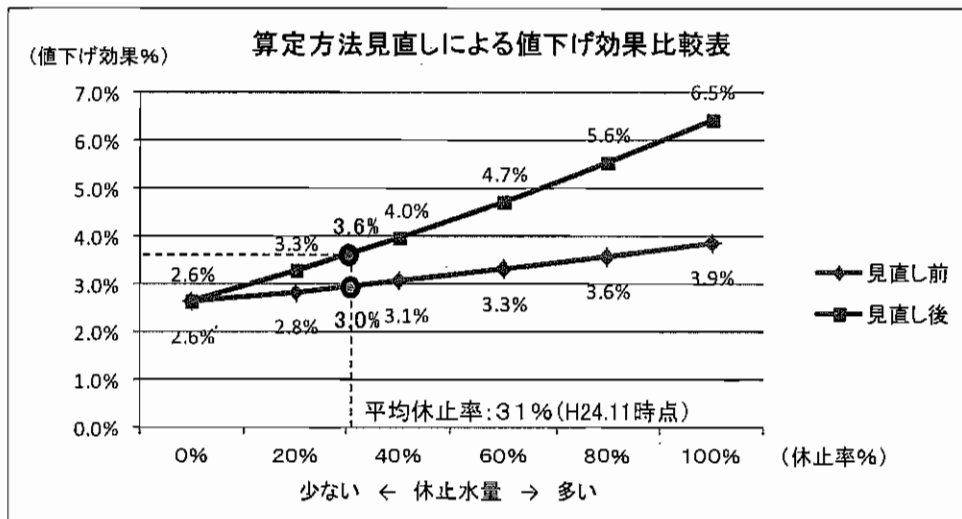
$$730,730\text{m}^3/\text{日} \times 15.5\text{円}/\text{m}^3 + 505,140\text{m}^3/\text{日} \times 3.5\text{円}/\text{m}^3 = 13,094\text{千円}/\text{日} \dots \textcircled{1}$$

〈料金改定額(予定)〉

$$730,730\text{m}^3/\text{日} \times 14.5\text{円}/\text{m}^3 + 505,140\text{m}^3/\text{日} \times 4.0\text{円}/\text{m}^3 = 12,616\text{千円}/\text{日} \dots \textcircled{2}$$

○値下げ効果(年額)

$$(\textcircled{2} - \textcircled{1}) \times 365\text{日} = \Delta 478\text{千円}/\text{日} \times 365\text{日} = \underline{\Delta 174,470\text{千円}/\text{年}} \quad (3.6\% \text{減})$$



【参考2】北伊勢工業用水道料金の算定方法 (二部料金制)

1 基本料金 (固定的経費)

$$\text{基本料金} = \frac{\text{経費} + \text{減価償却費} + \text{支払利息} + \text{(事業報酬)}^{\ast} - \text{(受託工事費)}^{\ast} - \text{控除項目} + \text{(累積欠損金)}^{\ast}}{\text{契約水量 (m}^3/\text{日)} \times \text{算定期間}} \quad (\text{円}/\text{m}^3)$$

(注) ア 経 費 : 人件費、修繕費、負担金、その他維持管理費

イ 減価償却費 : 固定資産の価値減耗費用

ウ 支払利息 : 企業債の支払利息

エ 控除項目 : 施設使用料、受取利息、公舎等貸付料

※ ( ) 内の費用は、今回の算定期間においては計上していません。

2 使用料金 (変動的経費)

固定的経費から変動的経費に移行

$$\text{使用料金} = \frac{\text{電力費} + \text{薬品費} + \text{汚泥処理費}}{\text{使用水量}^{\ast} (\text{m}^3/\text{日}) \times \text{算定期間}} \quad (\text{円}/\text{m}^3) \quad \ast \text{使用水量} = \text{契約水量} - \text{休止水量}$$

(注) ア 電力費 : 取水、配水に伴う電力費 (消費電力料金及び契約電力料金)

イ 薬品費 : 浄水処理に必要な薬品費

ウ 汚泥処理費 : 脱水機運転管理、天日汚泥管理、汚泥処分等の汚泥処理費

エ 休止水量 : 使用者が企業庁に工業用水の使用の全部又は一部の休止を申し出て、それを企業庁が承認した水量

【参考3】工業用水道料金の推移

(単位：円/m<sup>3</sup>)

事業別		年度	平成2年度 ～ 平成4年度	平成5年度 ～ 平成11年度	平成12年度 ～ 平成17年度	平成18年度 ～ 平成21年12月	平成22年1月 ～ 平成24年度	平成25年度 (予定)～
		北伊勢工業用水道	基本料金	16.5	17.0	17.0	17.0	17.0
使用料金	3.4		3.5	3.5	3.5	3.0	3.5	4.0
合計	19.9		20.5	20.5	20.5	20.0	19.0	18.5
中伊勢工業用水道	基本料金	20.7	21.3	21.3	21.3	21.3	21.3	21.3
	使用料金	1.8	1.9	1.9	1.9	1.9	1.9	1.9
	合計	22.5	23.2	23.2	23.2	23.2	23.2	23.2
松阪工業用水道	基本料金	12.5	12.9	14.9	14.9	14.9	14.9	14.9
	使用料金	1.5	1.6	1.1	1.1	1.1	1.1	1.1
	合計	14.0	14.5	16.0	16.0	16.0	16.0	16.0

事業別		年度	昭和61年度～
多度工業用水道	基本料金		45.0

【参考4】各工業用水道事業の収支見通し

(1) 北伊勢工業用水道事業

(単位：百万円、税抜き)

項目		年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平均額 (25年度～27年度)
経常収益 A		(5,033)	(5,031)	(5,043)	(5,036)	
		4,859	4,857	4,869	4,862	
経常費用 B		4,650	4,910	4,943	4,834	
経常損益 A-B=C		(383)	(121)	(100)	(201)	
		209	△53	△74	27	
特別損益 D		0	0	0	0	
純損益 C+D		(383)	(121)	(100)	(201)	
		209	△53	△74	27	

※下段は料金改定後の金額であり、上段( )内は現行料金による金額です。

## (2) 中伊勢工業用水道事業

(単位：百万円、税抜き)

項目 \ 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平均額 (25 年度～27 年度)
経常収益 A	160	160	161	160
経常費用 B	157	154	157	156
経常損益 A - B = C	3	6	4	4
特別損益 D	0	0	0	0
純損益 C + D	3	6	4	4

※収支見込みが均衡することから、今回は現行料金を据え置きます。

## (3) 松阪工業用水道事業

(単位：百万円、税抜き)

項目 \ 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平均額 (25 年度～27 年度)
経常収益 A	225	225	226	225
経常費用 B	174	196	218	196
経常損益 A - B = C	51	29	8	29
特別損益 D	0	0	0	0
純損益 C + D	51	29	8	29

※収支見込みが均衡することから、今回は現行料金を据え置きます。

## (4) 多度工業用水道事業

(単位：百万円、税抜き)

項目 \ 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平均額 (25 年度～27 年度)
経常収益 A	406	406	407	406
経常費用 B	350	358	383	364
経常損益 A - B = C	56	47	24	42
特別損益 D	0	0	0	0
純損益 C + D	56	47	24	42

※多度工水は約 2 億円の累積欠損金があり、平成 30 年度の累積欠損金解消に向け、今回は現行料金を据え置きます。

## II 電気事業について

### 1 水力発電事業

#### (1) 青蓮寺発電所及び比奈知発電所の譲渡について

青蓮寺発電所及び比奈知発電所の譲渡については、中部電力(株)と平成23年8月に締結した「三重県水力発電事業に係る資産等の譲渡・譲受に関する基本的事項の合意書」及び平成24年9月に締結した「三重県水力発電事業に係る資産等の譲渡対価の支払方法に関する確認書」により、譲渡日を平成25年4月1日、譲渡対価を10億7千万円とすることで合意しており、譲渡に向けた手続きを進めています。

#### 譲渡する発電所の所在地等

発電所名	青蓮寺発電所	比奈知発電所
所在地	名張市中知山	名張市上比奈知
最大使用水量	4.0 m <sup>3</sup> /s	3.7 m <sup>3</sup> /s
最大出力	2,000 kW	1,800 kW

#### ①設備・用地課題の取組

設備管理図書の整備や油流出対策などを進めるとともに、境界確認や譲渡対象土地の台帳整備を進めました。

#### ②協定及び許認可等の引継ぎ

水資源機構や漁業協同組合等の第三者と締結した協定書等や、河川法第34条に基づく水利権譲渡など、国や地方公共団体からの許認可等について引き継ぐべきものを整理しています。

#### ③国庫補助金

比奈知発電所については国庫補助金が充当されており、譲渡に際して国庫への補助金返還が生じることから、国と協議を進めています。

#### ④技術継承

発電所の運用、維持管理など部門ごとに技術継承を実施しています。

#### (2) 今後の対応

##### ①1回目の譲渡までのスケジュール

- ・平成24年11月 水力発電事業を中部電力(株)へ譲渡することに伴う重要な資産の処分に係る予算議案の提出
- ・平成25年1月 2発電所に係る譲渡契約の締結(青蓮寺・比奈知)
- ・平成25年2月 「三重県公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例案」の提出
- ・平成25年4月1日 2発電所を中部電力(株)へ譲渡

## ②2回目以降の譲渡に向けた取組

2回目以降の譲渡についても、設備課題の解決等を図るとともに譲渡に向けた諸手続きを進めていきます。

	1回目	2回目	3回目
譲渡日	平成25年4月1日	平成26年4月1日	平成27年4月1日
発電所名	青蓮寺発電所 比奈知発電所	蓮発電所 宮川第一発電所 宮川第二発電所	大和谷発電所 宮川第三発電所 長発電所 三瀬谷発電所 青田発電所
分割した譲渡対価	10.7億円	26.0億円	68.3億円

※譲渡対価は税抜き

## 2 RDF焼却・発電事業

### (1) 収支計画及びRDF処理料金の見直し

三重ごみ固形燃料発電所が平成24年11月1日から固定価格買取制度に基づく電力供給に移行したことにより、売電収入の増が見込まれます。現在、RDF運営協議会総務運営部会において、収支計画の見直しを始めており、平成20年度から28年度までの収支不足額を再度算定することとします。

また、同部会において、この収支不足額の結果を基に、製造団体のRDF処理料金の見直しについて協議し、平成25年度の上半期までに、RDF運営協議会においてRDF処理料金の改定をするよう進めていきます。

### (2) 訴訟経過

RDF貯蔵槽爆発事故に係る富士電機(株)との間の損害賠償請求訴訟については、これまでに口頭弁論が5回、準備的口頭弁論<sup>㊦</sup>が26回開かれ、現在も継続して審理が行われています。

今後、弁護士とも十分相談し、適切に対応していきます。

#### 【経緯】

##### ・口頭弁論

第1回(平成18年9月7日)～第5回(平成19年8月2日)開催

##### ・準備的口頭弁論

第1回(平成19年11月1日)～第26回(平成24年11月15日)開催

#### 【今後の予定】

第27回準備的口頭弁論 平成25年1月17日 開催予定

(注) 準備的口頭弁論とは、争点及び証拠の整理などのために行う口頭弁論の一種です。

#### 【参考】民事訴訟の損害賠償請求額について

県側 : 22億5,653万4,672円

富士電機(株)側 : 31億5,408万568円